

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年5月2日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. G I グレード 0件

2. G II グレード 1件

NO.	号機等	不適合事象	原子炉安全上の影響度合い
1	7号機	主排気筒の放射性気体廃棄物放出管理において検出限界濃度を計算する際に、試料量を誤って入力し報告したことを確認した。正しい試料量にて再計算を実施、報告済み。なお、再計算後も放出放射能濃度が検出限界濃度未満であることに変わりはない。	G III 以下

3. G III グレード 2件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	1号機	制御棒駆動系水圧制御ユニットのスクラム弁の点検時、7台にシートパスを確認した。当該弁を修理。	
2	7号機	非常用ディーゼル発電機(A)燃料油ドレンタンク液位スイッチの外装ケースにひびを確認した。当該ケースを交換。	